

業務概要

令和7年度
(内容 令和6年度)



提供：静岡県 森町観光協会 半夏生

ハローワーク磐田

磐田公共職業安定所
磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎内 TEL(0538)32-6181

(ハローワークプラザ袋井)
袋井市上山梨4丁目1-1 イオン袋井1階 TEL(0538)49-4400

1 管内概要

◆ 管内概要

管内は静岡県西部に位置し、磐田市、袋井市及び森町の2市1町を管轄している。磐田市は、平成17年4月に1市3町1村が合併し、現在の磐田市に移行した。袋井市は、平成17年4月に1市1町が合併し、現在の袋井市に移行した。森町は、昭和30年4月に1町4村が合併し、翌年1村1地区が加わり、現在の森町に移行した。

また、行政区域の変更に伴い、平成21年4月にハローワーク磐田天竜出張所はハローワーク浜松天竜出張所(平成22年3月には浜北区へ移転し浜北出張所となった。)へと管轄区域の変更が行われた。

産業においては、東京～大阪間、そして日本のほぼ中央に位置し、東海道線、国道1号線、東名高速道路及び平成24年に北部へ完成した新東名高速道路などの交通の利便性、天竜川、太田川、原野谷川及び遠州灘などの豊かな水、豊富な労働力並びに温暖な気候に恵まれ、都市と農村の均衡ある発展を遂げている。

こうした恵まれた立地条件の中、大企業の進出が相次ぎ、ものづくりの街として、オートバイ、自動車、ベアリング、楽器、化粧品、電気機器及び食品などの幅広い分野の製造業が集積している。また、地場産業では、コーデロイ、別珍と呼ばれる織物の生産量が日本で国内の約95%を生産している。温室メロン及びお茶などの農産物も新商品の開発や新たな顧客の開拓など独自の展開を図っている。

自然環境においては、桶ヶ谷沼は、面積7.43ha、周囲1.7kmの日本一のとんぼの生息地と言われ、71種類(日本にいとんぼの全種類の約3分の1)の生息が確認されている。また、野鳥や水生植物の宝庫でもあり、静岡県自然環境保全地域に指定されている。

地域の特性としては、民間シンクタンクが調査した「スポーツのまち」として思い浮かぶ市町村ランキングで磐田市が全国1位又は2位となり、サッカー、ラグビーなどを通じて「スポーツのまち磐田」が全国に浸透しつつある。

緑豊かな山々や清流に囲まれ、広大な太平洋を臨む自然環境に恵まれたこの地域では、長い歴史と薫り高い文化に支えられながら、魅力ある産業を育て、交流と活力のある街づくりが進められている。

◆ 雇用情勢

磐田公共職業安定所の有効求人倍率は、平成30年12月の1.63倍を境とし下降に転じ、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年7月には0.62倍まで低下した。令和3年8月以降は1倍台に回復し、令和4年3月に1.10倍まで持ち直したものの、原油・原材料高などの不安要素に加え、ウクライナ情勢など経済に及ぼす影響の懸念から、令和5年3月に1年8か月ぶりに1倍を割り込み0.97倍となり、その後も、1倍を下回る倍率で推移している。幅広い業種で人手不足との声が聞こえるが、原材料の高騰や技能実習生などの活用による体制確保により、求人が減少している。一方で、求職者は令和4年度以降増加傾向で推移していたが、令和6年度から減少に転じた。令和7年3月の有効求人倍率は0.71倍となっている。

新規学卒者の状況については、令和7年3月高等学校卒業者に対する求人数は、1,728件と前年の6.3%減少となり、求人倍率は4.41倍、令和7年3月末時点での就職内定率は99.7%となった。

このような雇用環境の下、当所では、令和7年度静岡労働局労働行政運営方針である「中小企業等に対する人材確保の支援の推進及び労働者の学び・学び直し等の促進」を推進する。求職者・求人者マイページの利用促進及びSNSやホームページを活用した情報発信の強化等を行い、労働市場情報の見える化やハローワークの利便性の向上を図る。求人事業主に対しては、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成指導、事業所情報の収集及び助成金の活用を促す等により求人者支援の充実を図る。併せて、多様な人材の活躍に向けた就職支援として、高齢者、障害者、外国人、課題を抱える新規学卒者・若年者、就職氷河期世代及び子育て世代等に対するきめ細やかな支援を行い、本人の希望やニーズに応じた再就職の実現を図る。

◆ 管内人口と世帯数

| | 磐田市 | 袋井市 | 森町 | 合計 |
|-------|---------|--------|--------|---------|
| 世帯数 | 67,802 | 36,152 | 6,327 | 110,281 |
| 男 | 81,578 | 44,269 | 8,136 | 133,983 |
| 女 | 80,518 | 42,951 | 8,173 | 131,642 |
| 計 | 162,096 | 87,220 | 16,309 | 265,625 |
| うち外国人 | 8,904 | 5,602 | 529 | 15,035 |



※静岡県の推計人口、知事直轄組織統計調査課「市区町村別推計人口表」令和7年4月1日現在による。

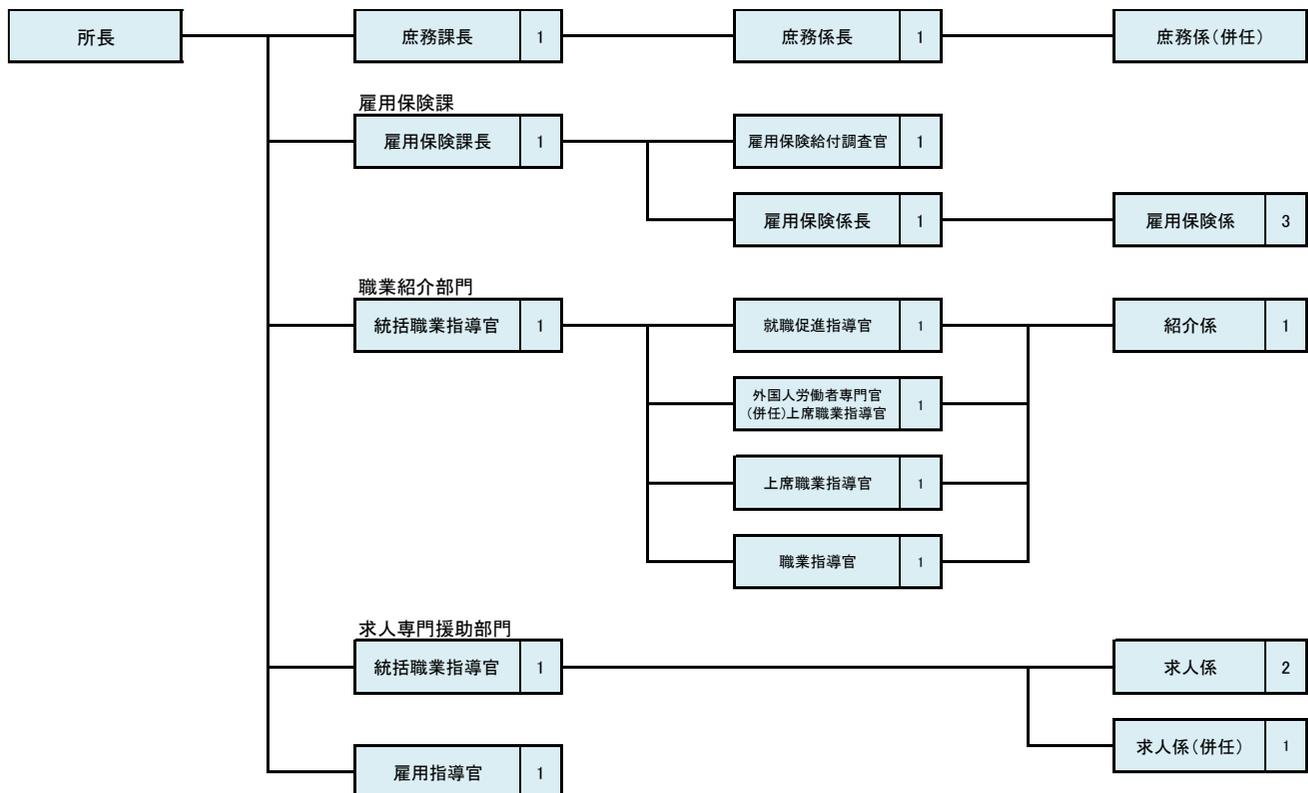
2 沿革

| | |
|----------|-------------------------------|
| 昭和7年7月 | 磐田郡中泉町971-1に中泉町職業紹介所(公営)として設置 |
| 昭和13年11月 | 中泉国民職業紹介所(国営)として発足 |
| 昭和16年2月 | 磐田国民職業指導所と改称 |
| 昭和17年3月 | 管内のうち周智郡を分離 遠州森国民職業指導所を設置 |
| 昭和19年3月 | 磐田国民勤労働員署と改称 |

| | |
|--------------|--|
| 昭和 20 年 10 月 | 磐田勤労署と改称 遠州森国民勤労働員署は廃止 磐田勤労署森分署となる |
| 昭和 21 年 1 月 | 磐田郡二俣町二俣1213(現浜松市天竜区)に二俣相談所を開設 |
| 昭和 22 年 4 月 | 磐田公共職業安定所と改称 森分署は森出張所となる |
| 昭和 26 年 5 月 | 二俣相談所は二俣分室と改称 磐田郡二俣町二俣2099に移転 |
| 昭和 26 年 7 月 | 二俣分室は磐田公共職業安定所二俣出張所に昇格 |
| 昭和 27 年 8 月 | 森出張所は森分室となる |
| 昭和 28 年 4 月 | 森分室 廃止 |
| 昭和 33 年 11 月 | 二俣出張所は天竜出張所と改称 |
| 昭和 37 年 3 月 | 磐田市中泉3719-6に庁舎 新築移転 |
| 昭和 53 年 3 月 | 天竜出張所を天竜市二俣町阿蔵8-5に新築移転 |
| 昭和 56 年 7 月 | 袋井市役所内に高年齢者職業相談室を設置 |
| 昭和 58 年 3 月 | 本所に会議室、車庫を新築 |
| 昭和 60 年 9 月 | 高年齢者職業相談室をサンライフ袋井に移転 |
| 昭和 61 年 12 月 | 磐田市見付3599-6に磐田地方合同庁舎新築、同庁舎に移転 |
| 昭和 63 年 6 月 | 「総合的雇用情報システム」スタート |
| 平成 2 年 1 月 | 愛称「ハローワーク磐田」となる |
| 平成 11 年 3 月 | 袋井パートサテライトをセイフー袋井店に開設 |
| 平成 11 年 5 月 | 袋井高年齢者職業相談室をセイフー袋井店に移転 |
| 平成 12 年 4 月 | 袋井パートサテライト・袋井高年齢者職業相談室を袋井市上山梨「パティオ」1階に移転 |
| 平成 15 年 6 月 | 求人情報検索システム導入(30台) |
| 平成 17 年 2 月 | 袋井パートサテライト・袋井市高年齢者職業相談室「パティオ」内で移転 |
| 平成 18 年 4 月 | 袋井パートサテライトは袋井パートバンクと改称 |
| 平成 19 年 3 月 | 袋井高年齢者職業相談室 廃止 |
| 平成 21 年 1 月 | 袋井パートバンク内にマザーズコーナーを設置 |
| 平成 21 年 4 月 | 天竜出張所は浜松公共職業安定所天竜出張所に組織変更 |
| 平成 21 年 11 月 | 求人専門援助部門を、磐田市中泉「天平のまち」に駅前分庁舎として開設 |
| 平成 24 年 4 月 | 袋井パートバンクはハローワークプラザ袋井と改称 |
| 令和 元 年 11 月 | 駅前分庁舎を磐田地方合同庁舎内に移転 |
| 令和 5 年 4 月 | ハローワークプラザ袋井住所変更 袋井市上山梨4-1-2袋井市北部ショッピングセンターパティオ1Fから袋井市上山梨4-1-1イオン袋井1Fとなる |

3 組織図 (磐田公共職業安定所)

令和7年4月1日現在



4 一般職業紹介状況

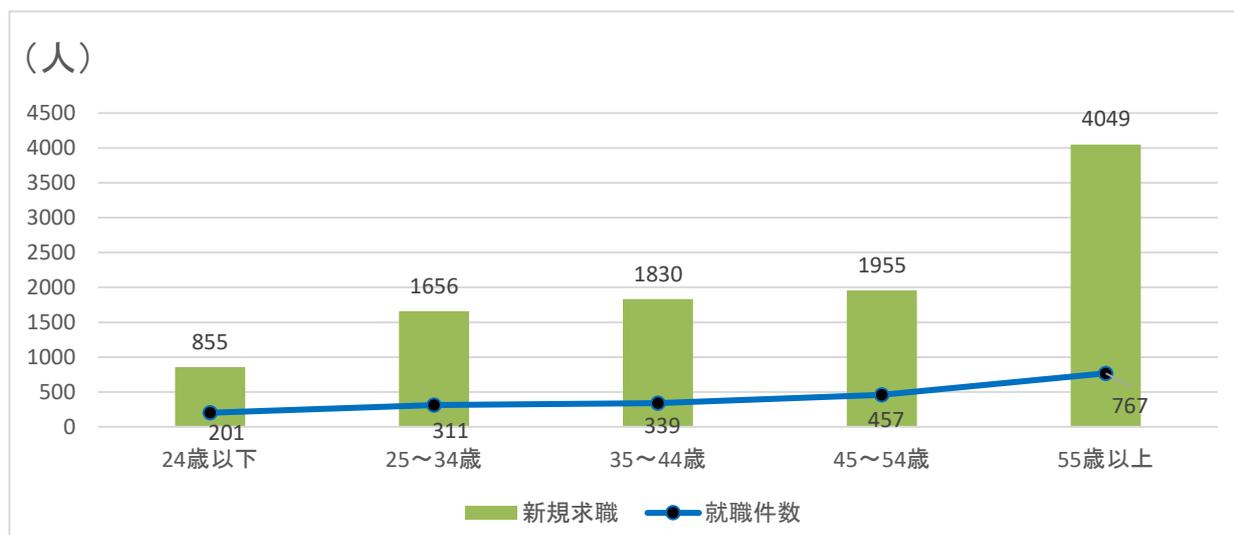
| | | 令和6年度計 | 月平均 | 対前年度比 |
|-----------|----------|--------|--------|--------|
| 全数 | 新規求職者数 | 10,395 | 866 | ▲1.9% |
| | うち常用 | 10,345 | 862 | ▲2.1% |
| | 月間有効求職者数 | 4,484 | * | 6.9% |
| | うち常用 | 4,467 | * | 6.8% |
| | うち45歳以上 | 2,522 | * | 11.9% |
| | 新規求人数 | 13,735 | 1,145 | ▲12.6% |
| | うち常用 | 12,780 | 1,065 | ▲12.7% |
| | 月間有効求人数 | 3,340 | * | ▲11.6% |
| | うち常用 | 3,105 | * | ▲12.0% |
| | 紹介件数 | 7,968 | 664 | ▲10.6% |
| | 就職件数 | 2,257 | 188 | ▲11.1% |
| | うち45歳以上 | 1,224 | 102 | ▲9.9% |
| 新規求人倍率(倍) | 1.32 | * | -0.16p | |
| 有効求人倍率(倍) | 0.74 | * | -0.16p | |
| 一般 | 新規求職者数 | 6,374 | 531 | ▲1.2% |
| | 月間有効求職者数 | 2,630 | * | 6.5% |
| | 新規求人数 | 9,241 | 770 | ▲9.5% |
| | 月間有効求人数 | 2,278 | * | ▲8.1% |
| | 紹介件数 | 4,454 | 371 | ▲12.9% |
| | 就職件数 | 1,079 | 90 | ▲10.3% |
| パート | 新規求職者数 | 4,021 | 335 | ▲2.9% |
| | 月間有効求職者数 | 1,854 | * | 7.5% |
| | 新規求人数 | 4,494 | 375 | ▲18.4% |
| | 月間有効求人数 | 1,062 | * | ▲18.2% |
| | 紹介件数 | 3,514 | 293 | ▲7.7% |
| | 就職件数 | 1,178 | 98 | ▲11.9% |

※1令和6年度計については月間有効求職者数・月間有効求人数は月平均で算出

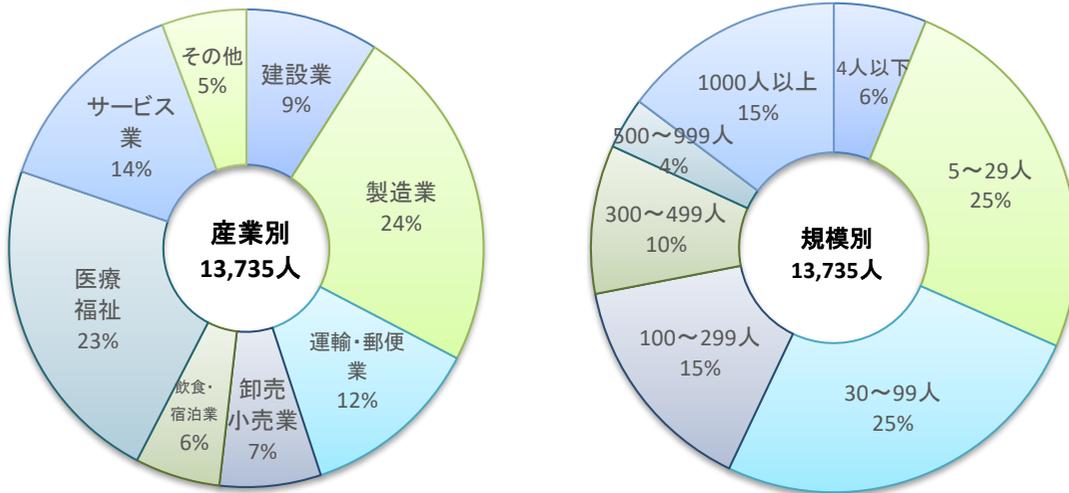
※2ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

※3(全数)=(一般:パートタイム以外の常用及び臨時・季節)+(パートタイム:常用的及び臨時的パート)である。

5 年齢別 新規求職者と就職件数(常用のみ)

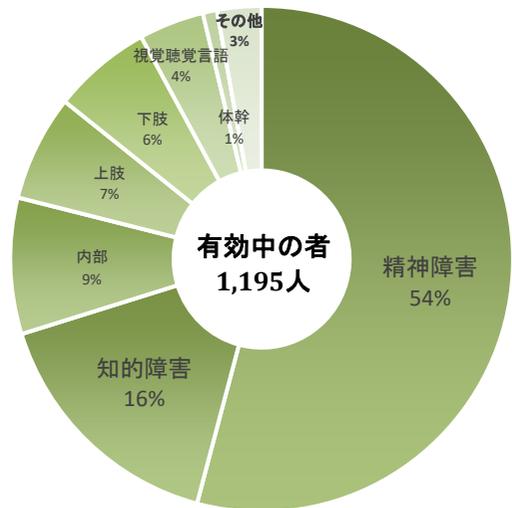


6 産業別・規模別 新規求人状況



7 障害者の職業紹介状況

| 項目 | 区分 | 身体障害者 | | 知的障害者 | | 精神障害者 | その他 | |
|------|---------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|----|
| | | 重度 | 軽度 | 重度 | 軽度 | | | |
| 職業紹介 | 新規求職者 | 138 | 51 | 100 | 17 | 316 | 28 | |
| | 紹介件数 | 159 | 63 | 184 | 26 | 470 | 23 | |
| | 就職件数 | 36 | 19 | 65 | 11 | 142 | 6 | |
| 登録者数 | 新規登録者数 | 54 | 16 | 41 | 1 | 132 | 12 | |
| | 3ヶ月末現在数 | 有効中の者 | 325 | 146 | 192 | 32 | 647 | 31 |
| | | 就業中の者 | 575 | 252 | 727 | 193 | 700 | 45 |
| | | 保留中の者 | 203 | 80 | 60 | 16 | 83 | 12 |
| | 計 | 1103 | 478 | 979 | 241 | 1430 | 88 | |



8 外国人労働者職業紹介状況

| | 新規求職者数 | 紹介件数 | 就職件数 |
|------|--------|--------|--------|
| R6年度 | 1,751 | 699 | 125 |
| 前年比 | 6.4% | ▲ 13.3 | ▲ 22.8 |

9 ハローワークプラザ袋井業務取扱状況

| | R6年度 | 前年比 |
|----------|-------|---------|
| 新規求職者数 | 1,711 | ▲ 4.0% |
| 月間有効求職者数 | 580 | 2.3 |
| 新規求人数 | | |
| 月間有効求人数 | | |
| 紹介件数 | 1,546 | ▲ 5.9% |
| 就職件数 | 438 | ▲ 15.9% |

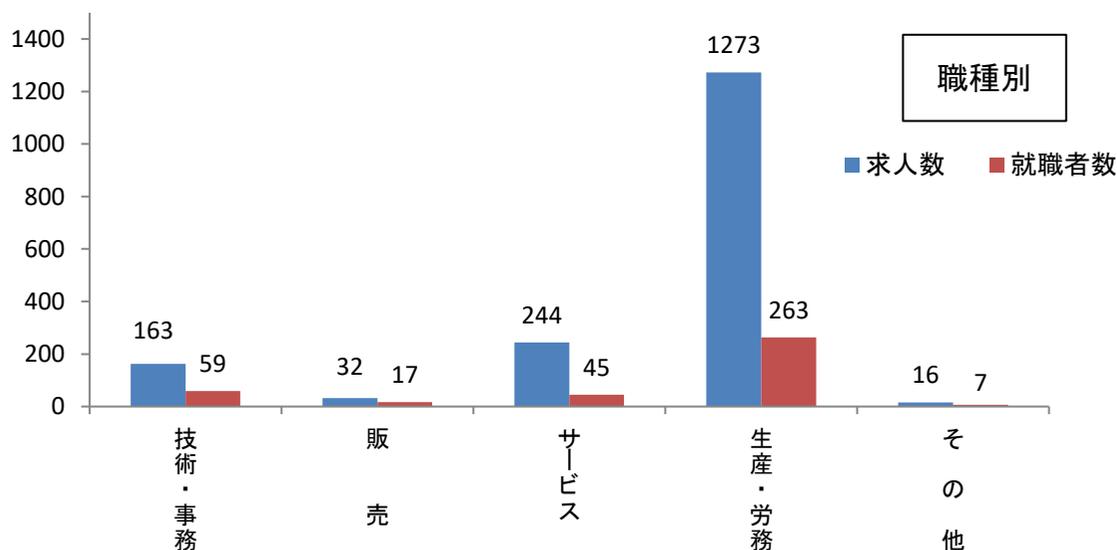
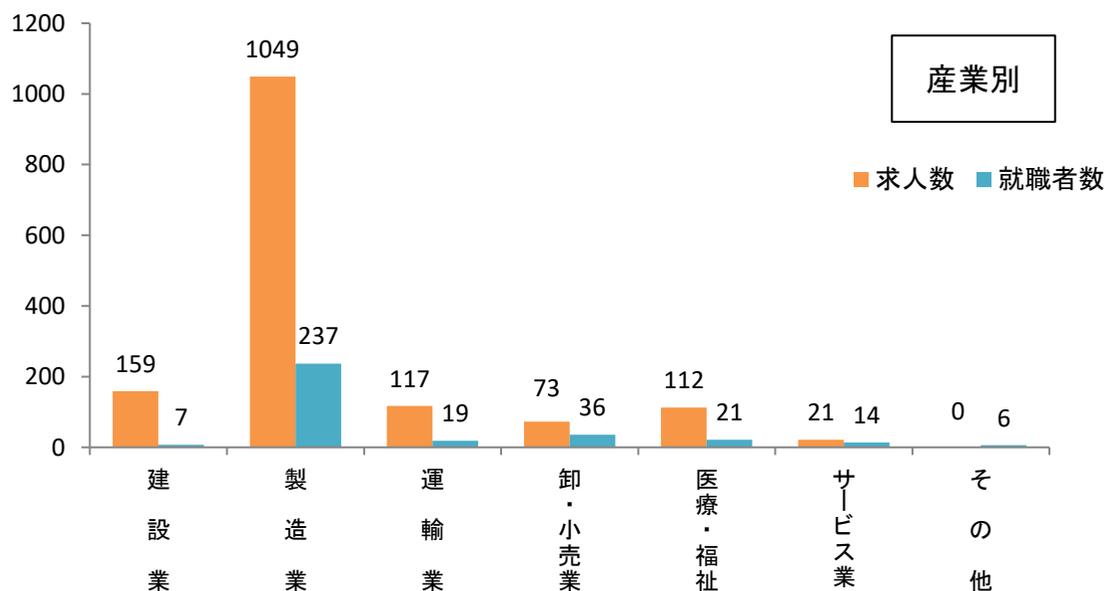
※月間有効求職者数は年度計を月平均で算出

10 令和7年3月卒新規学校卒業者の職業紹介状況

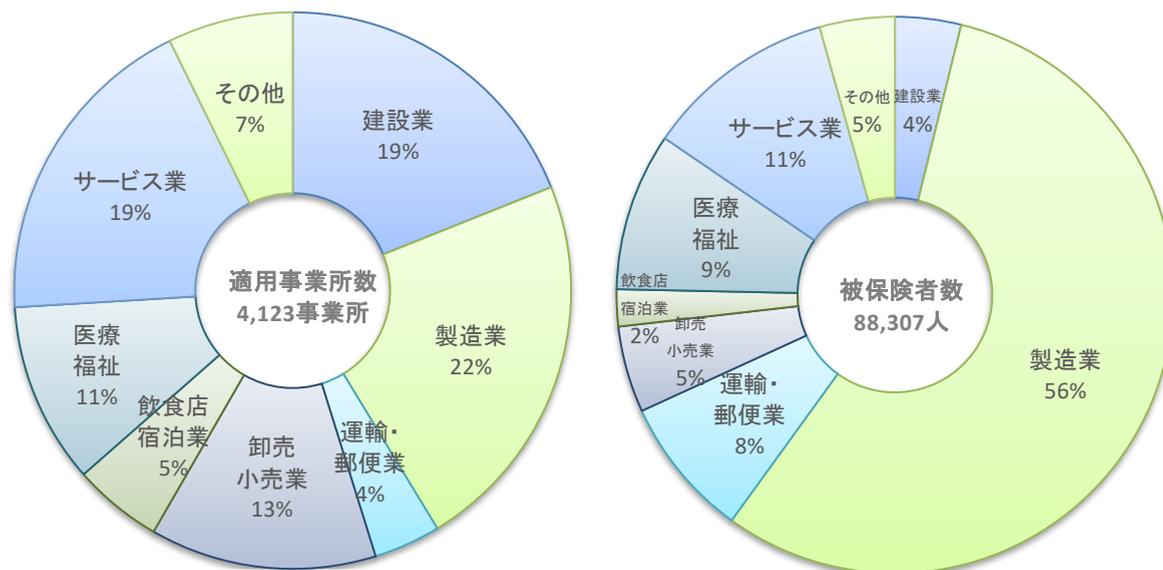
| | 中 学 校 | | | 高 等 学 校 | | | |
|-------------|-----------|-------|-------|---------|-------|-----|-----|
| | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | |
| 卒業 者 数 | 2,654 | 1,360 | 1,294 | 1,997 | 1,006 | 991 | |
| 就 職 希 望 者 数 | 5 | 4 | 1 | 392 | 192 | 200 | |
| 求 人 数 | 13 | * | * | 1,728 | * | * | |
| 就 職 者 数 | 2 | 2 | 0 | 391 | 191 | 200 | |
| | 管 内 | 2 | 2 | 0 | 243 | 120 | 123 |
| | 自 県 内 管 外 | 0 | 0 | 0 | 128 | 60 | 68 |
| 県 外 | 0 | 0 | 0 | 20 | 11 | 9 | |
| 求 人 倍 率 | 2.60 | * | * | 4.42 | * | * | |

高等学校卒業者 求人数と就職者数

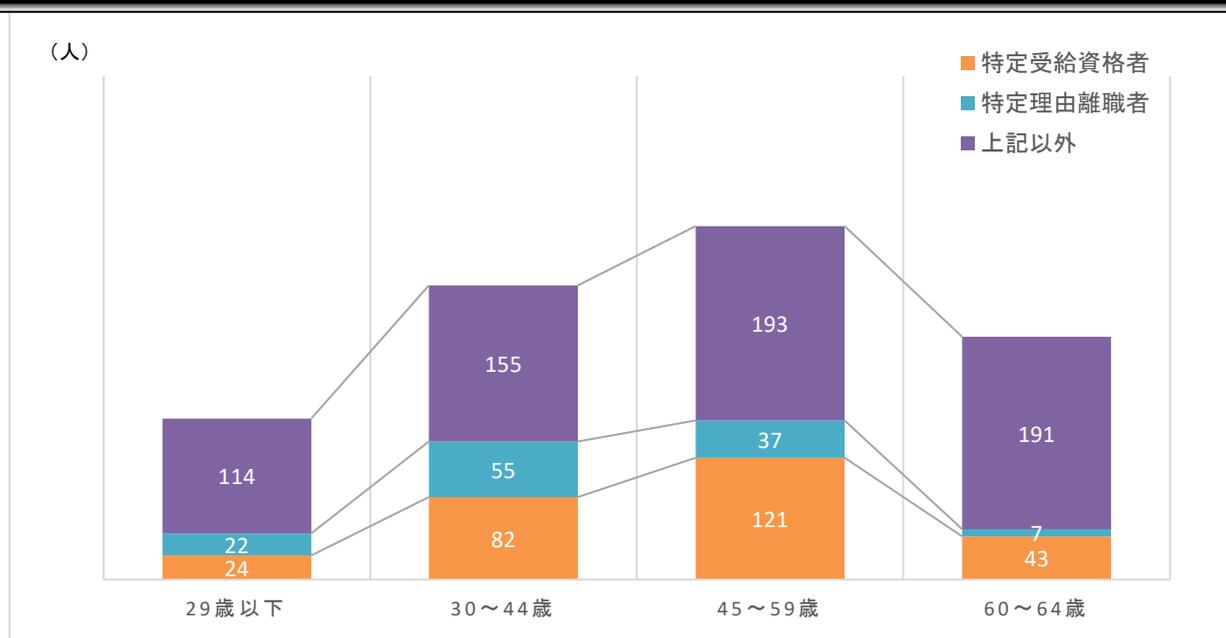
※令和7年6月末現在
 ※就職者の地域は、求人者の所在地で区分
 ※就職希望者数、就職者数は「学校または安定所の紹介を希望する者」の人数を計上



11 雇用保険 産業別適用状況



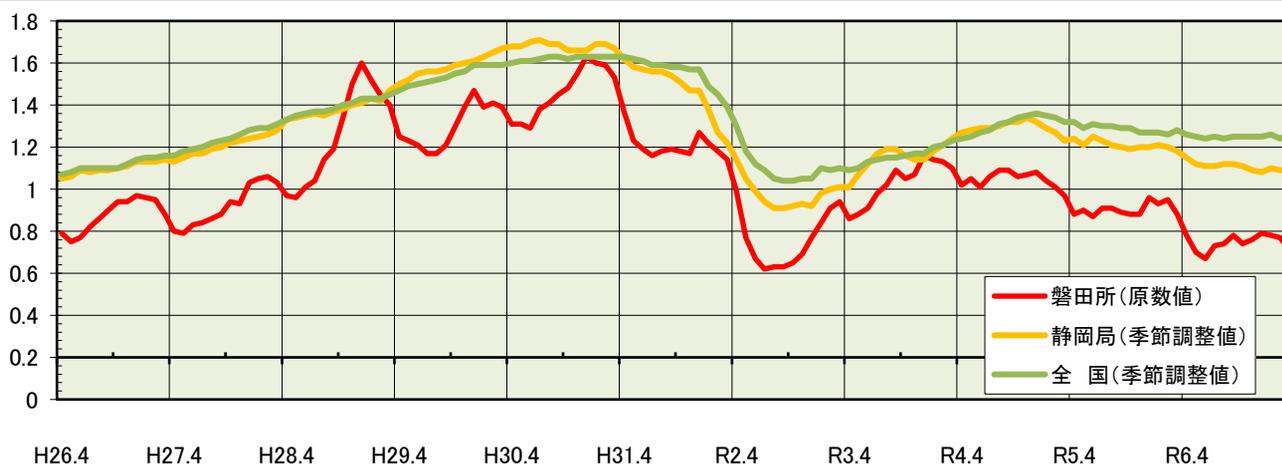
12 年齢別 雇用保険受給者実人員（月平均値）



13 雇用継続給付 取扱状況

| | 高齢雇用継続給付 | | 育児休業給付 | 介護休業給付 |
|----------|----------|--------|-----------|--------|
| | 基本給付金 | 再就職給付金 | | |
| 確認件数 | 938 | 0 | 1,062 | * |
| 受給者数 | 10,353 | 0 | 4,515 | 59 |
| 初回受給者数 | 479 | 0 | 1,067 | * |
| 受給者実人員 | 19,056 | 0 | 8,419 | * |
| 支給金額(千円) | 487,580 | 0 | 1,149,722 | 14,542 |

14 有効求人倍率の推移



15 主要業務指標の推移

※学卒を除く

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規求職者数 | 11,146 | 9,550 | 9,955 | 10,595 | 10,395 |
| 月間有効求職者数 | 4,654 | 4,140 | 4,034 | 4,193 | 4,484 |
| うち45歳以上 | 2,436 | 2,222 | 2,143 | 2,260 | 2,522 |
| 新規求人数 | 14,580 | 17,902 | 17,261 | 15,713 | 13,735 |
| 月間有効求人数 | 3,497 | 4,244 | 4,223 | 3,779 | 3,340 |
| 紹介件数 | 10,301 | 8,782 | 8,516 | 8,917 | 7,968 |
| 就職件数 | 2,506 | 2,505 | 2,494 | 2,540 | 2,257 |
| うち45歳以上 | 1,294 | 1,208 | 1,266 | 1,469 | 1,224 |
| 就職率 | 22.5% | 26.2% | 25.1% | 24.0% | 21.7% |
| 有効求人倍率(倍) | 0.75 | 1.03 | 1.05 | 0.90 | 0.74 |

| | | | | | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 受給資格決定件数 | 3,816 | 2,684 | 2,822 | 3,260 | 3,347 |
| 初回受給資格者数 | 3,427 | 2,368 | 2,392 | 2,830 | 2,961 |
| 基本手当受給者実人員(月平均) | 1,254 | 897 | 823 | 975 | 1,044 |
| 支給金額(千円) | 1,881,290 | 1,310,364 | 1,189,892 | 1,459,631 | 1,639,179 |
| 再就職手当支給件数 | 1,106 | 813 | 946 | 961 | 1,137 |
| 支給金額(千円) | 463,717 | 328,425 | 403,505 | 433,558 | 545,576 |
| 教育訓練給付(一般)支給件数 | 202 | 215 | 206 | 234 | 234 |
| 支給金額(千円) | 6,406 | 6,726 | 7,397 | 7,679 | 7,979 |

| | | | | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 資格取得者数 | 11,210 | 12,018 | 13,499 | 13,400 | 12,897 |
| 資格喪失者数 | 11,732 | 12,063 | 12,780 | 12,508 | 12,660 |
| 離職票交付枚数 | 8,033 | 7,653 | 8,108 | 8,363 | 8,572 |
| 新規適用事業所数 | 157 | 130 | 154 | 138 | 147 |
| 3月末現在適用事業所数 | 4,075 | 4,079 | 4,117 | 4,119 | 4,100 |
| 3月末現在被保険者数 | 86,418 | 86,170 | 86,875 | 87,900 | 87,938 |

※1月間有効求職者数は月平均で算出

※2ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

用語の説明

I 職業紹介関係

【一般】

常用、臨時、季節を合わせたものをいう。

【常用】

雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められている仕事をいう。

【臨時】

1か月以上4か月未満の雇用期間が定められている仕事をいう。

【季節】

季節的な労働需要、季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労する仕事をいう。

【パートタイム】

毎日就労する場合は、1日の労働時間が一般従業員より短い仕事。特定日又は特定期間就労する場合は、1日の労働時間の長短を問わず1か月(日雇的パートタイムにおいては1週)の所定労働時間が一般従業員より短い仕事をいう。雇用期間によって常用的パートタイムと臨時的パートタイムがある。

【新規求職申込件数(新規求人数)】

公共職業安定所(以下「安定所」という。)でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数(求人数)をいう。

【月間有効求職者(求人)数】

「前月末日現在において、求職(求人)申込の有効期限が翌月以降にまたがっている求職者(求人)数」と当月の「新規求職申込件数(新規求人数)」の合計数をいう。

なお、年度の月間有効求職者(求人)数は月平均値であり、四捨五入により合計とその内訳が一致しない場合がある。

【就職件数】

有効求職者が自安定所の紹介により就職した件数をいう。

【求人倍率】

求職者1人当たりの求人がどれだけあるのかを見る。

○ 新規求人倍率＝新規求人数÷新規求職申込件数

○ 有効求人倍率＝有効求人数÷有効求職者数

※求人倍率の「季節調整値」とは一年を周期として繰り返す季節的変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値で、通常、国、県までの単位であり、安定所単位は原数値となる。例年2月、過去に遡って調整される。

【就職率】

$$\frac{\text{就職件数}}{\text{新規(月間有効)求職者数}} \times 100$$

II 雇用保険業務関係

【適用事業所数】

労働者を適用する事業所で、安定所に事業所設置の届出をしている事業所数をいう。

【被保険者数】

適用事業所に雇用されている労働者であって、安定所に雇用保険への加入が届出されている者の数をいう。

【被保険者資格取得者数】

新規採用、中途採用を問わず適用事業所に新たに雇用され、安定所に雇用保険への加入が届出された者の数をいう。

【被保険者資格喪失者数】

適用事業所を離職し、安定所に届出された者の数をいう。

【離職票交付枚数】

離職等により被保険者でなくなったことを安定所が確認し、交付した離職票の枚数をいう。

【受給資格決定件数】

提出された離職票のうち、安定所が給付を受ける資格ありと決定した件数をいう。

【初回受給者数】

受給資格決定後、第1回目の給付を受けた者の数をいう。

【受給者実人員】

求職者給付(高年齢求職者給付金及び短期特例一時金を除く。)を受けた受給資格者の実人数をいう。

【一般求職者給付】

高年齢求職者給付、短期特例求職者給付、日雇求職者給付以外の給付をいう。

【高年齢求職者給付】

満65歳に達した以降、離職した場合に一定の基準により支給されるものをいう。

【短期特例求職者給付】

季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者等が一定期間雇用された後、離職した場合に支給されるものをいう。

【日雇求職者給付】

日雇労働被保険者が失業した場合に、安定所に出頭して求職申込みをしたうえ、その失業の日について認定を受けた場合に支給されるものをいう。

【再就職手当】

一般求職者給付の受給資格者が所定給付日数の3分の1以上を残して安定した職業に就いた場合等に支給されるものをいう。